平成２２年（フ）第１７９１号
福岡市東区千早１丁目９番２―808号
債務者　的場　千章
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３３２号
福岡市博多区月隈３丁目29番12―107号
債務者　青木　裕美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０６２号
福岡県古賀市花見東３丁目６番１―206号
債務者　松本　　武（旧姓末永）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１８７号
福岡市南区三宅３丁目９番11―503号
債務者　横山　政昭
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２６１号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸２丁目13番地１アーバンハイツ那珂川407号
債務者　京松　千恵
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２９０号
福岡県朝倉市千代丸212番地
債務者　大庭　光一
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３８０号
福岡市南区屋形原１丁目17番３―205号
債務者　一関　政枝
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３８１号
福岡市博多区東那珂２丁目８番８―402号
債務者　真崎由美子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３９３号
福岡市南区老司４丁目24番17―202号
債務者　桐原　浩一
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４１２号
福岡県福津市勝浦3760番地
債務者　安部ツヤ子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４１５号
福岡市南区中尾１丁目１番28号
債務者　久川　　茂
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４１６号
福岡市西区小戸５丁目４番19号
債務者　鬼橋　英晶
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２１号
福岡市博多区博多駅南４丁目３番９―1005号
債務者　尾方　裕昭
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４３６号
福岡市西区今宿東３丁目９番21号
債務者　田中　小織
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４５３号
福岡県春日市春日７丁目74番地グリーンヒル白水201号
債務者　西田　貴子（旧姓城戸）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４５４号
福岡市中央区渡辺通５丁目24番37号
債務者　安部田健司
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４５５号
福岡市城南区宝台団地２番205号
債務者　岩崎　兼士
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４５８号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼４丁目８番５号コーポ静６号室
債務者　榎本　純代（旧姓相良）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部